

金融庁高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画

平成 29 年 1 月

金 融 庁

目 次

第一	基本的な考え方.....	1
第二	措置の内容.....	4
第三	進捗状況と対応方針.....	6
第四	実施状況の点検.....	8
第五	その他の措置.....	9

第一 基本的な考え方

平成 28 年 5 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）の改正により、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し、表 1 に記載する中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとに定める計画的処理完了期限の 1 年前を処分期間の末日として、当該処分期間内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分又は処分委託することを義務付け、同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄（ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付けた。

同改正法に基づき、平成 28 年 7 月に閣議決定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定するとともに、当該実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされている。

本計画は、基本計画の記述に基づき、金融庁が保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分委託、廃棄その他の措置を早期に実行するために必要な事項を定めるものである。

なお、本計画の対象期間は、平成 29 年 1 月（制定時）から平成 35 年度末（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限）までとする。

【表1】 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設ごとの計画的処理完了期限等（基本計画より抜粋、一部加筆）

事業名(実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間*
北九州 (福岡県北九州市若松区響町1丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	1.5トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成31年3月31日	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域(大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。)		10.4トン/日(安定器及び汚染物等の量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成36年3月31日まで
大阪(大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
豊田(愛知県豊田市細谷町3丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
東京(東京都江東区青海3)	大型変圧器・コ	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E	2.0トン/日(ポリ塩	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年

丁目地先)	ンデン サー等		地域の大型変圧 器の一部	化ビフェ ニル分解 量)		3月31日まで
	安定器 及び汚 染物等	D地域(小 型電気機器 の一部に限 る。)	北九州PCB処 理事業所及び大 阪PCB処理事 業所から発生す る廃粉末活性炭		平成35年3月31 日	平成35年4月1 日から平成38年 3月31日まで
北海道(北海道 室蘭市仲町)	大型変 圧器・コ ンデン サー等	E地域		1.8トン/ 日(ポリ塩 化ビフェ ニル分解 量)	平成35年3月31 日	平成35年4月1 日から平成38年 3月31日まで
	安定器 及び汚 染物等	D地域及び E地域(東 京PCB処 理事業所 における処理 対象物を除 く。)		12.2トン /日(安定 器及び汚 染物等の 量)	平成36年3月31 日	平成36年4月1 日から平成38年 3月31日まで

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、
群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

※ 事業終了準備期間：基本計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。

第二 措置の内容

基本計画第5章において、各省庁が実行計画で定めるべきものとされている事項を踏まえ、以下の取組を進めるものとする。

1. 自ら管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態調査及び早期処理の実施

(1) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有状況

金融庁が管理する施設においては、平成28年10月末時点において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は保管・所有しておらず、特別措置法に基づく保管状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は特別措置法に基づく所有状況の届出若しくは電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に該当するものもない。

【表2】金融庁が管理する施設の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（平成28年10月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量等>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	—	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—	—
安定器	個	—	—	—
小型変圧器・コンデンサー	台	—	—	—
その他汚染物等	トン	—	—	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	—	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—	—
安定器	個	—	—	—
小型変圧器・コンデンサー	トン	—	—	—
その他汚染物等	トン	—	—	—

(2) 掘り起こし調査

期限内の確実な処理のためには、管理する施設において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査を改めて実施することが必要である。

まずは、処分期間の末日が直近に迫っているポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー等の掘り起こし調査について、平成 28 年度内に、これまでにを行った確認の記録等を再度確認するなど、内部で確認を行う。

また、安定器等の掘り起こし調査についても、同様の方法により、平成 28 年度内に併せて調査を行う。

2. 補助金の交付等を行っている施設等^{※1}の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有の実態調査並びに早期の処分委託・廃棄に係る要請

金融庁が所管する独立行政法人及び特殊法人はないため、当該施設等に該当するものはない。

※1 基本計画に定めのある「補助金の交付等を行っている施設（地方公共団体の管理する施設等を除く。）等」とは、各省庁が所管する独立行政法人及び特殊法人であって、運営費交付金を交付している独立行政法人又は施設等の建設・維持・管理に対し、国の補助金等が充てられている独立行政法人及び特殊法人が管理する施設等をいう。

3. その他の施設等^{※2}に対する早期処理に係る周知

金融庁が所管する事業に関する業界団体等に対して、実態把握及び処分期間内の一日でも早い処理委託に関する周知を行う。

具体的な周知内容及び方法としては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに定められている処分期間、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こしの方法等に関し、業界団体に対して通知等により情報発信を行う。さらに、所管する業界団体に対して、広報誌、メール、SNS 等を用いての周知を要請し、一層広範囲に処分期間内の早期処理の取組に係る情報が発信されるようにする。

※2 基本計画に定めのある「その他の施設等」とは、各省庁の所管業界団体、2. の対象となる法人以外の各省庁が関係する独立行政法人・特殊法人が管理する施設等とする。

第三 進捗状況と対応方針

1. 金融庁が管理する施設の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた進捗状況

(1) 金融庁が管理する施設の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

【表 3】金融庁が管理する施設における保管量・所有量等（総括表）（平成 28 年 10 月末時点）
 <高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	—	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—	—
安定器	個	—	—	—
小型変圧器・コンデンサー	台	—	—	—
その他汚染物等	トン	—	—	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	—	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—	—
安定器	個	—	—	—
小型変圧器・コンデンサー	台	—	—	—
その他汚染物等	トン	—	—	—

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器・コンデンサーの保管量、所有量等

【表 4】東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成 34 年 3 月 31 日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	—	—	—

大型コンデンサー等	台	—	—	—
小型変圧器・コンデンサー	台	—	—	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄
大型変圧器等	台	—	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—	—
小型変圧器・コンデンサー	台	—	—	—

- (3) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量、所有量等

【表5】北海道・東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成35年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
安定器	個	—	—	—
その他汚染物等	トン	—	—	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
安定器	個	—	—	—
その他汚染物等	トン	—	—	—

2. 金融庁が管理する施設が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた対応方針

金融庁が管理する施設において、掘り起こし調査の結果、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が確認された場合には、速やかに中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録を実施し、処分までの見通しを立てることとする。また、当該見通しに基づき、今後第四に示す方法で点検を行うこととする。

第四 実施状況の点検

掘り起こし調査の結果、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が確認された場合には、実行計画の進捗状況について、「PCB 廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」（平成 28 年 11 月 10 日 関係省庁申し合わせ）等を活用し、少なくとも 1 年ごとに、必要に応じて更に短い期間で点検を行う。点検は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種別ごとに、処分及び廃棄の予定量を踏まえ、定量的に行う。

また、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が確認された場合には、取組の透明性を確保するとともに、率先的取組の波及を促す観点から、点検の結果は毎年度当初に公表する。

第五 その他の措置

金融庁が管理する施設においては、平成 28 年 10 月末時点において、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は保管・所有していないが、掘り起こし調査の結果、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確認された場合には、処分期間の末日である平成 39 年 3 月 31 日までに自ら処分又は処分委託を確実に終え、同様に低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が確認された場合には、同期限までに率先して確実な廃棄・処分委託又はポリ塩化ビフェニルの除去に努めるものとする。

ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を確実にかつ早期に完了することが最優先であり、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品とは状況・事情が異なるため、今後、それらの使用実態等の把握を十分に行うとともに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処理に関する取組、進捗管理等を具体化する。

【表 6】金融庁が管理する施設の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（平成 28 年 10 月末時点）

<低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	処分予定
大型変圧器等	台	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—
安定器	個	—	—
小型変圧器・コンデンサー	トン	—	—
その他汚染物等	トン	—	—

<低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	廃棄予定
大型変圧器等	台	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—
安定器	個	—	—
小型変圧器・コンデンサー	トン	—	—
その他汚染物等	トン	—	—